

第2章 民事・商事諸制度の現状と課題

第1 家事事件（養育費）

1 はじめに

我が国においては、離婚した父母のうち非監護親から養育費の支払を受けている監護親は24.3%^{*1}という状況であり、離婚した父母のうち8割近くにも及ぶ養育費の不払い状態を解消することが、待ったなしの喫緊の課題であり、養育費支払についての取決め、支払の履行等において、改善すべき点が多いのが現実である。

2020（令和2）年4月1日施行の改正民事執行法は養育費の取立て強化がなされた。財産開示手続について養育費を合意して強制執行認諾文言付きの公正証書がある場合に申立てが可能となった、財産開示手続に出頭しない場合に刑事罰を導入した、第三者からの情報取得手続として、裁判所から金融機関に相手方の口座情報を開示するよう命じる、裁判所から法務局に相手方の保有不動産の情報開示を求める、裁判所から市区町村や年金事務所に相手方の勤務先の情報開示を命じる。

2 養育費不払い解消に向けた検討会議

法務省では、2020（令和2）年6月29日に「養育費不払い解消に向けた検討会議」を立ち上げ、養育費の不払い解消に向けて、関係団体や有識者からの集中的ヒアリングや構成員での意見交換を進め、同年9月9日に「養育費の不払い解消に向けた当面の改善方策（中間とりまとめ～運用上の対応を中心として～）」を公表した。なお、同年12月には最終とりまとめが公表される予定である。

同検討会議では、「速やかに取組の改善、運用の見直しを図るべき事項」として次の点を挙げている。

①養育費取決め等の促進

法務省作成のパンフレットの活用、養育費計算ツールの提供、離婚届用紙の見直し、

②支援・相談体制の充実・強化

離婚届による支援情報の提供、多様・効果的な

相談手段の実現、相談・支援機関に関する一元的情報提供、法テラスに関する施策、公証役場の利便性向上、弁護士による養育費問題相談会の開催、養育費問題に関する弁護士研修の充実、弁護士に関する情報提供の充実

③民事執行など裁判手続の改善、ADRも含む紛争解決手続の充実

養育費請求権が強化された改正民事執行法その他の特則等の周知、子の名義の預金口座への自動送金条項を設けるなど継続的支払を確実にするための合意条項の促進、裁判所ホームページによる分かりやすい申立てなどの養育費に関する手続の負担軽減

④強制徴収制度の創設をはじめとする公的な取立て支援

諸外国の先進的知見を得るため、公的機関による養育費の履行確保に関する諸外国における法制度や運用状況に関する調査研究等（例えば、フィンランドの「オーロラAI」の取組を始めとするプッシュ型行政サービスの調査研究）を速やかに進めるべきである。

⑤自治体における先進的取組の横展開と国による支援

自治体職員向け研修の支援、自治体と連携した支援枠組みの構築

⑥養育費問題に関する周知・広報の拡充、社会啓発

広報ツールの充実、婚姻時等における情報提供・支援、国民各層に対する教育・啓発

⑦その他、併せて検討すべき課題

関係機関の連携強化を図るため、日弁連等と連携して、新たに「養育費支援連携会議」（仮称）を設置して、実務上の課題や対応を協議する枠組み（構成員として、法務省のほか、厚労省、最高裁、日弁連、法テラス、民間支援機関等が考えられる。）を立ち上げるべきである。

また、同検討会議では「予算措置を講じることで実

^{*1} 厚生労働省平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告。

現していくべき事項」として、「自治体と連携した支援枠組みの構築」（モデル事業の実施）、「海外法制・運用状況の調査研究」（諸外国の先進的知見を得るための調査）、「広報ツールの充実」（新規動画の作成、ホームページの見直し）、「養育費計算ツールの提供」（新規ウェブサービスの開始）、「法テラスに関する施策」（新規専用ダイヤルの設置）を挙げている。

さらに、同検討会議では、「その他（制度の見直し・制度的在り方の検討を要する事項）」として、「未成熟子に対する親の養育義務、子の扶養料請求権の明確化・明文化（取決め）」を理念として掲げ、離婚時における養育費の取決めを促進する制度（取決めの届出制度、離婚を検討している父母に対するガイダンスの制度化、合理的な取決め確保のため離婚直後の公的機関の関与等）をはじめとする方策を検討事項として挙げている。

同検討会議では、「今後、これらの方策について、法務省において、厚生労働省（厚労省）、最高裁判所（最高裁）、地方自治体等の公的機関や、法テラス、養育費相談支援センター等の関係機関、日本弁護士連合会（日弁連）、弁護士会、ひとり親支援団体等の関係団体等と十分に連携を図って、各機関・団体等の自律性を尊重しつつ必要な協力を得て、スピード感ある取組を進めていくべきである。」と提言している。

3 日弁連の動き

日弁連では、同検討会議の最終とりまとめに向けて、同年11月17日付けで「養育費の不払い解消の方策に関する意見書」を取りまとめ、同月19日付けで法務大臣宛てに提出し、次の提言をしている。

- ①民法において、非監護親が未成熟子の養育費支払義務を負うことを明文化すべきである。その際、扶養義務の始期及び養育費の取決めについての考慮要素を列記すべきである。
- ②養育費の支払に関する合意に関し、裁判所、厚生労働省等の養育費実務関係機関、当連合会及び法務省は、2019（令和元）年12月23日付けで公表された標準算定方式・算定表（令和元年版）及び当連合会が2016（平成28年）11月15日付けで公表した「養育費・婚姻費用の新算定表」を検討し、婚姻費用・養育費が自動計算されるツールのための新たな算定方式を早急に策定すべ

きである。

- ③前項の算定方式に基づき、関係機関は原則的な婚姻費用・養育費が自動計算されるツールをウェブサイトにおいて速やかに公表すべきである。当該自動計算ツールが公表されるまでは、現行の改定標準算定表の基準を自動計算されるツールをウェブサイトにおいて公表すべきである。
- ④当事者間における養育費の取決め合意を債務名義化するために、各弁護士会におけるADR（裁判外紛争解決機関）と管轄の家庭裁判所が連携して、簡易迅速な調停の成立ないし調停に代わる審判を活用する運用の試行を開始すべきである。
- ⑤弁護士・弁護士会は、①法律相談窓口の多様化・専門相談窓口の設置等、②弁護士による養育費問題相談会の開催、③養育費問題に関する弁護士研修の充実、④弁護士に関する情報提供の充実等について、各弁護士会の実情に応じて積極的に取り組む。当事者の要望が多い無償の法律相談等に関しては、国・地方自治体による応分の負担が検討されるべきである。
- ⑥養育費支払の履行を確保することは国の責務であることから、取り決められた養育費が突然支払われなくなった場合、子どもの生活を保障するために、国が義務者に代わって子どもを養育監護する者に緊急措置として一時的に養育費を支払う制度を設けるべきである。継続して支払われない場合の立替制度については更に検討すべきである。
- ⑦養育費債権の回収のためにサービサーを活用することについては慎重であるべきであり、現時点で債権管理回収業に関する特別措置法の改正による養育費債権の特定金銭債権化はすべきではない。支払義務を果たさない支払義務者に対する督促は、家庭裁判所の履行勧告等が十分に活用されるべきである。
- ⑧保証会社の利用については、保証会社における養育費の取扱いは始まったばかりであり、保証会社の業務内容、広告の妥当性、保証債務の履行状況等の検証も不十分であるから、現時点では保証会社の利用は推奨できない。

4 養育費の算定方法について

養育費の算定方法については、2003（平成15）年3月に東京・大阪養育費等研究会が公表した「簡易迅速な養育費等の算定を目指して－養育費・婚姻費用の算定方式と算定表の提案－」（「判例タイムズ」1111号285頁、1114号3頁。以下「研究会提案」という。）で提案された養育費・婚姻費用に関する標準算定方式・算定表が実務上定着していた。

2019（令和元）年12月23日、司法研修所は、東京及び大阪の家庭裁判所所属（当時）の裁判官4名による「養育費、婚姻費用の算定に関する実証的研究」（司法研究報告書第70輯第2号）を公表し、研究会提案を改定した。

その内容は、日弁連の意見書及び提言での研究会提案に対する意見についても検討し、標準算定方式・算定表を改定したものである。

これに対し、日弁連では、2020（令和2）年11月18日付「養育費、婚姻費用の算定に関する実証的研究」に対する意見書を公表し、次の提言をしている。

（1）裁判所は、改定標準算定方式・算定表について、以下の点を踏まえた検証と見直しを行い、その成果を公表すべきである。

- ①子どものための「住居関係費」、「保健医療」及び「保険掛金」について、養育費・婚姻費用として義務者が分担する対象から除外すべきでないこと。
- ②職業費については、「こづかい」を除外し、計上する全ての費目について、有業人員のための支出額にとどめて算出すること。
- ③公租公課について、可能な場合には実額で認定すること。
- ④子どもの年齢区分については、3区分（5歳以下、6～14歳、15歳以上）、いずれは4区分（5歳以下、6～11歳、12～14歳、15歳以上）とすること。
- ⑤子どもの生活費指数について、14歳以下は62ではなく66を、15歳以上は85ではなく95を用いること。
- ⑥分担後の義務者及び被扶養者の生活費（「住居

関係費」、「保健医療」及び「保険掛金」を含む。）を比較し、被扶養者に対する生活保持義務が果たされているかどうかを個別に確認すべき場合があること。

- ⑦権利者の方が義務者よりも高収入の場合であっても、生活保持義務の理念の下、子どもが義務者と同居している場合の子どもの生活費を基準とすべきこと。
 - ⑧個別的事情については、通常範囲のものであるとしても改定標準算定表における1～2万円の幅での整理ができない場合があることを踏まえ、通常範囲のものも含めて柔軟な調整を図るべきこと。
 - ⑨権利者について、稼働能力がないなど最低生活費を確保できない場合は、実態に即し、権利者に養育費を分担させるべきでない場合があること。
 - ⑩義務者の生活費が最低生活費を上回る一方、被扶養者の生活費が最低生活費に満たない場合は、実態に即し、更に義務者に負担を求め、被扶養者に最低生活費を確保することを検討できる場合があること。
- （2）裁判所は、前項に基づく検証と見直しを行った後も、5年ごとを目途に同算定方式・算定表の検証と見直しを行い、その際には、法務省、厚生労働省、総務省、ひとり親家庭の当事者団体及び当連合会等から事前に意見を聴取し、参考にすべきである。
- （3）国は、子どもの最善の利益のために、改定標準算定方式・算定表においてもなお権利者が全て負担するものとされている子どものための「住居関係費」について、養育費・婚姻費用に関し考慮すべき事項として法律で定めるべきである。
- （4）養育費・婚姻費用の算定に携わる実務関係者は、改定標準算定方式・算定表を利用する場合には、第1項で指摘した各点について留意すべきである。また、裁判所においても、同様の留意をすることが望まれる。

第2 知的財産権にかかる紛争解決制度の改革

1 知的財産権紛争の動向

知的財産権関係民事事件の新受件数（全国地裁第一審）は、2010（平成22）年には631件であったところ、2014（平成26）年には550件、2019（令和元）年には505件と、増減がありつつもおおむね横ばい傾向といえる。同事件の平均審理期間（全国地裁第一審）は、2010（平成22）年には14.8月であったところ、2014（平成26）年には15.1月、2019（令和元）年には14.9月であり、概ね横ばい傾向である。

また、知財高裁における審決取消訴訟の新受件数は、2010（平成22）年には412件であったところ、2014（平成26）年には278件、2019（令和元）年には174件と減少傾向にある。同事件の平均審理期間は、2010（平成22）年には7.2月であったところ、2014（平成26）年には8.2月、2020（令和元）年には8.6月とやや延長傾向である。

2 近時の実体法改正の動向

(1) 特許法（2018〔平成30〕年改正、2020〔令和2〕年改正）

2018（平成30）年改正では、出願前に発明が公になった場合の新規性喪失の例外期間が6か月から1年に延長され、インカメラ手続における書類の必要性判断や専門委員の関与が可能となり、中小企業者等に対する特許料等の減免等が定められるなどした。

2020（令和2）年改正では、①損害賠償額（逸失利益・実施料相当額）算定の見直し、②査証制度（専門家による法的拘束力を有する証拠収集手続）の創設等がなされた。

(2) 商標法（2018〔平成30〕年改正、2020〔令和2〕年改正）

2018（平成30）年改正では、商標登録出願の分割の要件が強化され、親出願につき出願手数料を納付しない限り適法な分割ができないものとされた。

2020（令和2）年改正では、①公益団体等の通常使用権の許諾制限の撤廃、②国際商標登録出願に係る手続補正書の提出期間の見直し等がなされた。

(3) 不正競争防止法（2015〔平成27〕年改正、2018〔平成30〕年改正）

2015（平成27）年改正では、営業秘密の保護を拡大

するため、刑事処罰の範囲の拡大と罰則の強化、損害賠償請求等における立証責任の転換や差止請求の除斥期間の延長等がなされた。

2018〔平成30〕年改正では、限定提供データの不正取得・使用等に対する差止請求等が新設され、技術的制限手段の効果を妨げる行為の助長行為の範囲が拡大され、インカメラ手続における書類の必要性判断や専門委員の関与が可能とされた。

(4) 著作権法（2018〔平成30〕年改正、2020〔令和2〕年改正ほか）

2018（平成30）年改正では、①デジタル化・ネットワーク化の進展への対応、②教育の情報化への対応、③障害者の情報アクセス機会の充実、④アーカイブの利活用促進、を目的として権利制限規定等を整備し、許諾不要となる範囲の拡大等がなされた。

また、環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律による改正により、著作権等の保護期間が70年に延長され、著作権等侵害罪の一部が非親告罪とされるなどした。

2020（令和2）年改正では、①リーチサイト（侵害コンテンツへのリンク情報等を集約したウェブサイト）対策、②侵害コンテンツのダウンロード違法化、③写り込みに係る権利制限規定の対象範囲の拡大等がなされた。

3 紛争解決制度の充実に向けて

(1) 日弁連知的財産センター

日弁連知的財産センターは、知的財産権の確立・普及等を進め、より良い知的財産制度の発展を図るとともに、弁護士である会員が知的財産業務に関与するための施策を企画する等の活動に取り組むことを目的として設置されたものであり、知的財産権に関する制度及び政策提言等に関する活動や、知的財産権の確立・普及及び人材育成等に関する活動を行っている。

近時では、2019（平成31）年2月15日付け「『知的財産推進計画2019』の策定に向けた意見募集に対する意見書」、同月6日付け「産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会報告書『実効的な権利保護に向けた知財紛争処理システムの在り方（案）』に対する意見

書」、同年1月16日付け「産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会『産業競争力の強化に資する意匠制度の見直しについて（案）』に対する意見書」等を発表するなどしているが、実務を担う弁護士の立場から、こうした積極的な意見発信を行っていくことは重要である。

また、日弁連知的財産センターでは、日弁連特別研修会や知的財産訴訟に関する講演会を毎年実施しており、知的財産業務に精通する弁護士の育成を行っているが、知的財産権にかかる紛争の解決を適切かつ迅速に行うためには、弁護士一人一人の実力を向上させることが必要不可欠であるといえ、こうした研修等を通じて絶えず研鑽を続けることができるよう態勢を整える必要がある。

(2) 日本知的財産仲裁センター

日本知的財産仲裁センターは、日弁連と日本弁理士会とが1998（平成10）年3月に「工業所有権仲裁セン

ター」という名称で設立したADRであり、東京本部のほか、関西及び名古屋の2支部と、北海道、東北、中国、四国及び九州の5支所とがあり、全ての高裁所在地に設置されている。特許権等に関する訴え等の管轄（民事訴訟法6条）の規定により、一定の知的財産権に関する紛争については東京地裁又は大阪地裁の専属管轄となるが、同センターの支部・支所は、これらの地裁に提訴することが困難な当事者に、訴訟に代わる紛争解決手段を提供するものといえる。

同センターは、相談、調停、仲裁等の業務を行うとともに、特許発明の技術的範囲に属するかどうかや特許に無効事由があるかどうかを判断する判定サービス（センター判定）も提供している。

なお、同センターに申し立てられた調停又は仲裁事件は、2008（平成20）年以降は年間10件未満で推移しており、さらなる認知度の向上や利用促進のための方策を検討・実施する必要がある。

第3 民法改正（所有権法・担保法制）

1 土地所有権関係の改正

(1) 所有者不明土地問題への関心の高まり

2017（平成29）年成立の改正債権法、2018（平成30）年成立の改正相続法に続き、民法分野では、親子法制に関する民法の改正と、所有権及び不動産登記手続に関する改正が、現在、法務省法制審議会内において審議されている。その他に民間ベースで動産・債権担保法制に関する研究会も立ち上げられており、21世紀の日本社会のあり方を見据えた民法の改正が順次、進行中である。

このうち、民法・不動産登記法の改正は、2021（令和3）年2月には法制審議会において要綱が策定される予定であり、改正が現実化しつつある。

この改正は、我が国の社会経済構造の変容、土地神話の翳りなどの影響を受け、全国的規模で相続を契機に所有者不明土地問題が深刻化している状況に鑑み、不明土地の発生を予防するための仕組みや、不明土地の円滑、適正利用のための仕組みを整備するという観点から行われるものである。この方針に基づき法制審議会に法務大臣からの諮問がなされ（諮問第107号）、法制審議会内に民法・不動産登記法部会（以下「法制

審部会」という。）が設置され、審議がなされている。部会長は山野日章夫早稲田大学教授が務め、民法研究者や裁判官、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、さらに企業や労働団体出身の方らが参集し、これに法務省関係者が加わって部会が構成されている。

(2) 関連する立法の動向

この問題に関係する立法の動向は民法、不動産登記法の改正に限られない。2018（平成30）年6月1日、「所有者不明土地等対策の推認に関する基本方針」が関係閣僚会議で決定され、さらには、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」が国会において可決・成立し、同月13日に公布されている（平成30年法律第49号）。

また、土地に関する施策の基本である土地基本法が、土地の適正な利用、管理の確保の観点から改正され、2020（令和2）年3月31日に公布、施行されている（令和2年法律第12号）。土地所有者の責務（同法6条）及び国に求められる施策（同法13条）が明文化されたこの改正は、今回の民法・不動産登記法の改正にも大きな影響を与えている。

(3) 法制審民法・不動産登記法部会による審議の状況

法制審部会では、2019（平成31）年3月19日の第1回会議以降、2021（令和3）年2月までに26回の会議が予定されている。2019（令和元）年12月3日の第11回会議において、「民法・不動産登記法（所有者不明土地）等の改正に関する中間試案」（以下「中間試案」という。）が取りまとめられている。その後、パブリックコメントの手続がなされ、審議は大詰め段階にある。法制審部会における審議の概要は以下のとおりである。

- ①相続登記の義務化（相続人申告登記を一定期間内に行う旨の公法上の義務を相続人に負担させることや、過料の制裁を課すことの是非が検討されている。）
- ②相続財産の管理に関する規定の整備（共同相続における遺産分割前の財産管理制度を設けることにより、既存の管理制度と合わせた統一的な管理制度の構築が検討されている。）
- ③遺産分割の時期の明文化（一定期間経過後には具体的な相続分の主張を制限することを通じて遺産分割がなされないままに被相続人所有の土地が放置されることを防止することが検討されている。）
- ④相続放棄の要件効果の見直し（現に占有している財産に限定して一定の管理義務を課すことを明文化するなどが検討されている。）
- ⑤土地所有権の放棄（法令に定める要件を満たす場合に審査期間の審査を経て放棄する制度を設けることが構想されている。）
- ⑥共有制度の改正（償金を支払って他の共有者の持分を取得できる仕組み等を制度化することが検討されている。）
- ⑦所有者不明土地管理制度（不在者の財産管理制度とは異なり、個別の土地に着目した新たな管理制度を設けることが構想されている。）
- ⑧相隣関係規定の改正（管理措置請求権の明文化等が図られている。）
- ⑨管理不全土地管理制度（所有権に基づく妨害排除請求権や上記⑧の管理措置請求権とは区別される新たな管理制度を構築することが検討されている。）
- ⑩登記手続の簡略化（一定期間経過後は単独申請を認めるという案が検討されている。）
- ⑪グローバル化に対応した登記手続（外国人・外国法人・在外邦人に関する手続のあり方を検討している。）
- ⑫人権に配慮した登記手続（配偶者の暴力、ストーカー

一等への対応を考慮しようというものである。）

以上のように、論点は多岐に及んでいる。ただし、今回の改正審議は物権法一般に関する改正に関わるものではないことに注意する必要がある。債権法改正作業は、債権関係分野の改正項目の検討を広く求める分野渉猟型の諮問に基づくものであったが、今回の所有者不明土地問題の改正に関する諮問第107号は、具体的な諮問事項を特定した課題応接型の諮問であるため、法制審部会での審議もその諮問の範囲内にとどまるものとなっている。

(4) 弁護士会の取組み

ア 法友会・法友全期会の取組み

法友会・法友全期会の多くの会員が、所有者不明土地関係の改正を検討する委員会である東弁法制委員会や日弁連司法制度調査会、さらには後述する日弁連のバックアップチームなどに所属し、主体的に活躍している。

イ 東京弁護士会の取組み

東弁は、中間試案取りまとめ後になされたパブリックコメント手続に呼応して、2019（令和2）2月に法務省に対し意見書を提出している。中間試案の全てに対し東弁としての忌憚のない意見を表明している。

また、会員にこの問題の概要及び改正審議の動向を周知するために、会員向けに研集会を実施している。

ウ 日弁連の取組み

日弁連では、この問題の重要性に鑑み、複数の関連委員会から広くメンバーを募り、法制審部会の審議に対するバックアップチームを組織し、部会の開催に合わせてバックアップ会議を行なっている。また、中間試案に関するパブリックコメント手続に関しても、2019（令和2）年2月に、日弁連としての意見書を法務省に対し提出している。この日弁連意見書は、各単位会及び日弁連関連委員会からの意見を集約したものであり、規模、内容共に充実したものとなっている。

(5) 積極的な取組みの必要性

今回の改正は直接には所有者不明土地関係に着目したものであるが、遺産分割に関する時期的制約を課すことや、共有制度や相隣関係の規定の内容を見直すなどが想定されており、弁護士業務にも直接に関与するものである。また、国民生活に多大な影響を与えることになるので、法制審部会での審議の結末を見届け、その後の国会審議が充実したものとなるように弁護士

会としても引き続き積極的に活動していく必要がある。

2 動産担保法制の改正

(1) 動産担保法制改正への動き

わが国においては間接金融の役割が大きく、不動産、人的保証が伝統的に重視されてきたが、不動産価格が下落し、個人保証の問題性が顕在化するなどの事態が生じ、新たな担保制度が必要とされている。さらに、UCC（米国統一商事法典）が動産・債権の担保制度を大幅に整理し、同様の制度を取り入れる国々が増えているという認識から、わが国においても動産・債権担保制度を法制化すべきという意見が高まっている。とりわけ動産担保に関しては、目的物の占有を設定者の下にとどめておく典型担保制度が欠けており、判例により形成されてきた譲渡担保や所有権留保に関する実体的なルールを明文化し、より合理的なものとするべきとの意見が有力となっているのである。

(2) 研究会での検討の状況

以上のような問題状況を踏まえて、立法準備作業として、まずは公益社団法人商事法務研究会が主催する、「動産・債権を中心とした担保法制に関する研究会」（以下「研究会」という。）が組織され、2019（平成31）年3月に第1回会議が開催された。座長は道垣内弘人専修大学教授が務め、研究者、弁護士らのほか、関係省庁として最高裁判所、法務省、経済産業省、金融庁からもメンバーが集められている。

この研究会は、2021（令和3）年2月までに26回の会議が予定されている。2020（令和2）年2月14日開催の第12回会議において、「動産・債権等を目的とする担保権についての中間的な議論の整理」が研究会資料として取りまとめられている。

あくまで立法準備のための研究会であるので、特定の方針にとらわれない広範かつ専門的な議論がなされ、上記のUCCの内容に準じた新たな動産担保制度を創設する可能性なども検討されている。ただ、議論が進

むに連れて次第に立法のあり方を意識したものになっている。すなわち、2020（令和2）年8月の第16回研究会に提出された研究会資料15において、譲渡担保や所有権留保に関して、独立した新しい担保物権を創設するのではなく、担保目的で所有権が譲渡された場合や留保された場合に関する規律を設けるという方針が示され、以後、この方針に従った検討がなされている。担保権の公示手段としての登記制度のあり方や、実行方法としての動産競売利用の可否などが議論されている。

研究会では債権譲渡担保も含め引き続き検討を続け、その成果を、今後、始まることになる法制審議会における審議に繋げて行く方針である。

(3) 弁護士会の取組み

この問題は、未だ研究会における検討段階にある。しかし、今後、立法化される新しい動産担保法制は、中小企業等の資金調達のあり方や経営継続に多大な影響を与え、また、今後の弁護士業務にも密接に関係することになる。この点に鑑み、現在、弁護士会としても以下のような積極的な対応を行なっている。

まず、東弁においては、法制委員会が主体となって委員会内に部会を設置し、毎回の研究会に向けて事前検討を行い、意見形成を図り、その内容を後述の日弁連のバックアップ会議に提出している。

日弁連においては、研究会に弁護士委員を推薦したうえ、その委員をバックアップする目的で、司法制度調査会内にバックアップ会議を設置し、毎回の研究会に向けて事前検討を行っている。

法友会・法友全期会としても東弁及び日弁連の上記活動を支えるために多くの会員が委員会の委員を務め、また、部会やバックアップ会議の構成員となっている。

未だ準備段階ではあるが、むしろこの段階であるからこそ有益な意見を提供しようということもあり、弁護士会としては引き続き、この問題に精力的に取り組む、意見形成に務めるべきである。

第4 成年後見制度

1 成年後見制度の概要

成年後見制度は、精神上的の障害により判断能力が不十分な成年者を保護するための制度である。「高齢社

会への対応及び障害者福祉の充実の観点から、判断能力の不十分な高齢者や障害者にとって利用しやすい柔軟かつ弾力的な制度を設計するという実務的要請と

もに、自己決定権の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション等の新しい理念と従来の本人の保護の理念との調和を図るという理念的要請に応える」ために、1999（平成11）年12月の民法改正によって創設され、2000（平成12）年4月から施行された（小林昭彦＝大門匡編著『新成年後見制度の解説』（きんざい、2000年）8頁）。

成年後見制度では、従来の禁治産・準禁治産に代えて、保護を必要とする者の意思能力の程度によって成年後見・保佐・補助という3類型に分け、本人の同意に基づく代理権付与により、保佐人・補助人の権限の柔軟化を指向した。成年後見・保佐・補助は、家庭裁判所が法律に基づいて成年後見人等を選任する点で「法定後見制度」と呼ばれるが、これとは別に、本人と将来後見人になる者との間での委任契約に基づいて財産管理等が行われる「任意後見制度」が任意後見契約に関する法律（平成11年法律第150号）という特別法によって新設された。任意後見は、本人の意思能力が不十分になった段階で、関係者が家庭裁判所に任意後見監督人の選任審判を申し立て、任意後見監督人が選任されると、任意後見受任者が任意後見人として後見事務を開始する。

2 成年後見制度の利用状況の現状

	総 数	成年後見	保 佐	補 助	任意後見監督人
2017（平成29）年	35,737	27,798	5,758	1,377	804
2018（平成30）年	36,549	27,989	6,297	1,499	764
2019（令和元）年	35,959	26,476	6,745	1,990	748

2017（平成29）年度から2019（令和元）年度の3年間ににおける成年後見制度の申立件数の推移（最高裁判所事務総局家庭局「成年後見事件の概要～平成31年1月～令和元年12月」1頁）を見ると、圧倒的に成年後見の申立てが多く、任意後見監督人の選任審判の申立ては極めて少数であることがわかる。

また、2019（令和元）年度の成年後見等申立事件のうち、本人の子が22.7%と最も多く、次いで市区町村長が22.0%、本人が18.6%と続く。市区町村長が申立人となっているのは、老人福祉法32条によって65歳以上の者につき、その福祉を図るために特に必要があるときに、その申立権が認められていることによる。

同じく、2019（令和元）年度の統計では、本人の親族が成年後見人等に就任したのは、全体の21.8%にす

ぎず、78.2%が親族以外の第三者である。その内訳は、弁護士が27.8%、司法書士が37.3%、社会福祉士が18.4%、社会福祉協議会が4.4%となっている。

3 成年後見制度の動向

(1) 成年後見人による不祥事と対策

制度施行から数年が経つと、成年後見人等による横領等の不祥事が目立つようになった。数としては親族後見人の事件が圧倒的に多いが、被害額が多額な司法書士や弁護士等の専門職による不祥事が世間の注目を集めた。

特に下級審の裁判例で後見監督事務における裁判官の国家賠償法上の責任が肯定されると（広島地福山支判平成22年9月15日金商1392号58頁等）、不祥事に対応するため、最高裁判所・法務省・信託協会の協力によって、2012（平成24）年2月から、本人の財産の大半を信託銀行の口座に移し、後見人がまとまった金額を引き出す際には家庭裁判所の指示書を必要とする「後見制度支援信託」という新しい制度が導入された。2018（平成30）年6月から導入された、信用金庫や信用組合で開設できる「後見制度支援預金」も同様の趣旨に基づく制度といえる。

(2) 障害者権利条約の発効

2006（平成18）年12月に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）は、2007（平成19）年9月にわが国も署名すると、関係国内法令の整備を経て、2014（平成26）年2月に発効した。

もっとも、「締約国は、障害者が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める。」と定める条約第12条第2項との関係で、成年後見制度の3類型のうち、個別の必要性を考慮せず包括的に代理権や取消権を付与する後見と保佐の2類型は、障害者権利条約に抵触するから廃止し、本人の能力とその状況に応じて必要な範囲で後見人等の援助者に法定代理権や取消権を付与する一元的枠組みに改めるべきだという指摘があり（赤沼康弘「類型主義の課題とその解決策—あるべき制度設計を考える」実践成年後見68号（2017年）84頁）、法改正も含めた今後の動向が注目される。また、成年被後見人となった者が選挙権及び被選挙権を失うと定めた旧公職選挙法11条1項1号（東京地判平成25年3月14日判例時

報2178号3頁はこれを違憲無効とした。)を改めた公職選挙法の改正(平成25年法律第21号)も、このような国際的傾向の影響といえよう。

さらに、障害者権利条約の発効を受けて、成年後見人の包括的代理権による代理・代行型の意思決定が批判され、本人意思の尊重を前提とした「意思決定支援」の必要性が説かれるようになった。実際、日弁連では、2015(平成27)年に千葉で開催された第58回人権大会のシンポジウムで意思決定支援がテーマとして取り上げられており、2018(平成30)年3月には大阪の三士会により「意思決定支援を踏まえた成年後見人等の事務に関するガイドライン」が作成された。

(3) 成年後見制度の利用促進と円滑化

成年後見制度全般の利用件数は、認知症高齢者の総数に比べればまだ少ない。そこで、2016(平成28)年5月、成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行された(平成28年法律第29号)。同法は、地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進、成年後見制度の利用に関する体制の整備等を掲げ、国・地方公共団体の責務、関係者・国民の努力、関係機関等の相互の連携を定めている。

これを受けて2017(平成29)年3月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画では、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり等が掲げられ、社会福祉協議会を想定した「中核機関」を設置して成年後見人候補者(親族後見人のほか、親族以外の第三者が自治体等の研修を受けて就任する市民後見人を含む。)とのマッチング機能、後見人に対する監督機能を果たさせるとともに、任意後見制度を今以上に活用すべきことが謳われた。なお、成年後見制度利用促進基本計画は、制度の利用を躊躇させる要因の1つである欠格条項の見直しを提言していたが、2019(令和元)年の会社法改正によって成年被後見人等についての取締役等の欠格条項は削除された(令和元年法律第70号)。

また、成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律(平成28年法律第27号)も同時期に制定されている。

4 弁護士会の取組みと今後の課題

(1) 東京弁護士会の取組み

東京には、高齢者・障害者の権利に関する特別委員

会が存在するが、同委員会が中心となり、成年後見制度施行に先駆けて、1999(平成11)年10月に高齢者障害者総合支援センターとして「オアシス」が活動を開始した。オアシスは、高齢者・障害者の法律相談や財産管理、自治体等への弁護士派遣を担うだけでなく、後見人等候補者の推薦も行っている。すなわち、東京家庭裁判所は、専門職を付すべき案件につき相応しい職種を判断して、弁護士会・司法書士会(公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート)・社会福祉士会(ばあとなあ東京)に事件を配点すると、各団体が相応しい後見人等候補者を推薦する(これを「団体推薦」という。)、オアシスは団体推薦名簿(一定の研修受講と弁護士賠償責任保険及び弁護士成年後見人信用保証制度への加入が名簿登録要件となっている。)を管理し、公平性を保ちつつも適材適所の弁護士を裁判所に推薦している。さらに、オアシスは、弁護士後見人のスキルアップを目指すべく、研修を実施するとともに、東京家庭裁判所との連絡協議会に参加することで、最新の情報を所属会員に提供している。

(2) 今後の課題と会派としての姿勢に関する提言

現在、法定後見制度をめぐるのは、専門職後見人に対する報酬が高額であるとの一部親族の不満に対応するため最高裁判所が報酬基準の見直しを検討していること、団体推薦で弁護士会に配点される事件は、親族間の対立が先鋭な困難案件や虐待案件、無報酬案件等が比較的多いこと、不祥事対策として弁護士会が司法書士会のように弁護士後見人の後見事務を監督することは弁護士自治の観点から問題があること等、政策的観点から議論すべき問題が多数存在する。また、成年後見制度利用促進基本計画のもと、地域連携ネットワークが実現されれば、弁護士がその中核として活動することも求められており、その位置づけも議論の対象となるだろう。しかし、これらの問題に対する提言は、むしろ弁護士に対する事件の配点や研修等を担ってきた高齢者・障害者の権利に関する特別委員会(オアシス)がすべきものであり、法友会のような会派としては、なかなか関与することは難しい。

他方で、成年後見制度利用促進基本計画も指摘するように、任意後見制度の利用件数が伸びないこと(その原因は、任意後見人候補者が任意後見監督人による監督を嫌っているからだとの指摘もある。)、一部士業が成年後見制度の代替手段としての民事信託を誤解し

市民に損害を生じさせていること等、法定後見が利用される場面以外においても、さまざまな問題点が発生している。そこで、会派としての法友会としては、これまでオアシスがあまり関与してこなかった任意後見制度や民事信託など、法定後見制度以外の分野におい

て、積極的に研修を実施したり、意見表明等を行ったりしてはどうだろうか。法友会では、任意後見契約と同時に締結されることが多い死後事務委任契約に関する書籍を出版するなど、これらの取組みは、このような活動の一環と位置づけられよう。

第5 会社法改正と企業統治の改革

1 法制審議会での審議

2015年（平成27年）5月1日施行の改正会社法の附則25条において、社外取締役の選任に関する規律について、施行後2年を経過した時点で見直し、必要に応じて、社外取締役の設置の義務づけ等の措置を行うものとされている。法制審においても、会社法研究会同様に、この点を含めて、取締役、取締役会及び株主総会に関連した企業統治に関する事項を中心に検討が進められた。2018（平成30）年2月には「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案」について意見募集（パブリックコメント）が実施され、日弁連・東弁等が意見書を提出した。法制審議会は、2019（平成31）年2月14日会議において要綱をまとめ、付帯決議をして、法務大臣に答申した。そして、内容を一部変更したうえで2019（令和元）年12月4日、改正会社法（以下「改正法」という。）が成立した。

改正法の内容は後述のとおりであり、基本的に適切なものと評価できる。これに伴い、

会社法施行規則改正案についても意見募集（パブリックコメント）が実施され、日弁連等が意見書を提出した。今後も、企業統治のあり方は、企業家だけの問題ではなく社会問題でもあるとの視点から取り組んでいく必要がある。

2 改正法の主な内容

(1) 株主総会資料の電子提供制度

招集通知の添付資料を原則としてWeb上での提供で足りるようにすることとされている。これは原則として是とすべきであり、例外として紙での交付を求められた場合の対応についてどのように規定するかが問われてきた。改正法のとおり、インターネット利用が困難な株主を保護するためには定款によっても排除できないとすることが妥当である。

(2) 株主提案権の「濫用的行使」の有無と規制の必要

株主提案権の濫用的行使に対する立法措置として、議案の数の制限と、目的等による提案の制限が提案されていた。しかし、濫用的行使といわれる事例は少なく、むしろ、現状では、企業不祥事に端を発して株主提案権が行使される場合が少なくないから、安易に株主提案権の行使を規制するべきではない。目的等による提案の制限は衆議院法務委員会における審議により削除されたが、議案の数の制限に関する改正法の内容についても、慎重に検討すべきである。

(3) 取締役の報酬等、会社補償及びD&O保険（役員賠償責任保険）・責任限定

取締役がリスクをとって、より積極的な活動をするよう適切なインセンティブを付与することを目的として、取締役の報酬をより中長期の視点から成果主義的なものとし、他方、取締役の責任が問われた場合における取締役の負担を軽減するための方策が規定されている。

前者は、具体的には、報酬等の決定方針、金銭でない報酬等に係る株主総会の決議による定め、取締役の報酬等である株式及び新株予約権に関する特則、情報開示の充実についての規律の見直しが規定されている。後者は、補償契約及び役員等のために締結される保険契約（D&O保険等）の規定を会社法に設けることとされている。

取締役が株主への配当さえ増やせば、それに応じて多額の報酬を受け取ることができ、さらに、取締役がリスクをとりやすくするために責任軽減の範囲を広げるという方向性には、社会の公器としての会社のあり方として、限界があることを認識して議論すべきであろう。

(4) 新たな社債管理制度

社債管理者を置かない社債を対象としたより簡素な

社債管理制度として、社債管理補助者を設けることが規定されている。その資格要件である「その他法務省令で定める者」として弁護士及び弁護士法人が想定されているところであり、改正後の実務についても、積極的に検討する必要がある。また、元利金の減免に関する規律や、全員の同意がある場合の社債権者集会の決議の省略についても規定されている。

(5) 社外取締役の選任の義務付等

ア 上場企業における複数の社外取締役の選任が進んでいる中で、有価証券報告書の提出を義務付けられている会社について、社外取締役の選任を会社法で義務付けることが規定されている。当初の目的は達したといえるものの、どこまでモニタリングモデルを進めるのが妥当なのかという議論にかかわってくると考えられる。

イ 社外取締役がどのような行為をした場合「会社の業務を執行」したことになるのかという問題について、「取締役が当該株式会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるとき」に社外取締役に

委託することができるものとし、その場合には「株式会社の業務の執行」（会社法2条15号イ）に該当しないとすることが規定されている。

(6) 株式交付

株式会社が他の株式会社をその子会社とするために当該他の株式会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として当該株式会社の株式を交付する場合について、新たに規律することが規定されている。

(7) 代表訴訟における和解の規律

代表訴訟（責任追及等の訴え）において、株式会社として和解するための手続について規定されている。

(8) 取締役等の欠格条項の削除及びこれに伴う規律の整備

成年被後見人に関する欠格条項がノーマライゼーション等の見地から削除されることを受けて、就任の承諾、行為能力の制限による取消しの否定等について規定されている。

第6 弁護士による内部統制システム構築・CSR活動推進の支援等

1 持続可能な開発目標（SDGs）達成への取り組み

2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で「持続可能な開発目標（SDGs）」が定められた。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っている。この目標は、世界的に取り組みが求められているものであり、企業のみならず、日本全体として積極的に取り組む必要がある。

こうした中、SDGs推進本部（内閣総理大臣を本部長、官房長官及び外務大臣を副本部長とし、全閣僚を構成員とする組織）は、2019（令和元）年12月20日、2016（平成28）年12月に策定した「SDGs実施指針」の一部を改定するとともに、「SDGsアクションプラン2020～2030年の目標達成に向けた「行動の10年」の始まり～」を策定・公表した。SDGsアクションプラン2020では、①ビジネスとイノベーション、②SDGsを原動力とし

た地方創生、強靱かつ環境に優しい魅力的なまちづくり、③SDGsの担い手としての次世代・女性のエンパワメントの3本柱を中核とする「日本のSDGsモデル」の展開を加速化していくこととされている。

もっとも、昨今、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的大流行により、企業の企業活動への影響に加え、企業を取り巻くステークホルダーの人権にも深刻な負の影響を与えており、SDGsの達成を疑問視する見方もでてきている。

しかし、SDGsの「誰一人取り残さない」との理念は、弁護士の人権擁護及び社会正義の実現という使命に適うものであるから、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行により深刻な影響を生じさせている状況にあるからこそ、SDGsの達成のために、日弁連、弁護士会も積極的に取り組み、また、支援すべきである。

2 内部統制システムの強化拡充

2015（平成27）年6月から「コーポレートガバナンス・コード」が東京証券取引所上場企業に適用となり、こ

れら企業では、内部統制システムを中心としたコーポレート・ガバナンス体制の構築とその実効性確保に取り組んでいる。経営の健全化や透明化に向けた取り組みは大企業のみにとどまっていたはならず、中小企業も含め広く日本の企業社会全体に浸透していくことが望まれる。

なお、「コーポレートガバナンス・コード」は2018(平成30)年6月に改訂され、政策保有株式の縮減方針などの開示、CEOの選解任手続における客観性・適時性・透明性の確保などが盛り込まれた。2019(令和元)年11月29日、東京証券取引所が公表した「【参考】改訂コーポレートガバナンス・コードへの対応状況及び取締役会並びに指名委員会・報酬委員会の活動状況に係る開示の状況(2019年7月12日時点)」によれば、一部上場企業2,148社中、「コーポレートガバナンス・コード」78原則の90%以上をコンプライしている企業が1,861社に及んでおり、一部上場企業を中心に普及が進んでいるものと考えられる。

また、経済産業省は、2020(令和2)年7月31日、「コーポレートガバナンス・コード」の趣旨を踏まえつつ、社外取締役の在り方(役割と具体的な取組等)について実務的な視点から整理した「社外取締役の在り方に関する実務指針(社外取締役ガイドライン)」を公表した。

日弁連では、これまでも内部統制システムにかかわるガイドライン、ガイダンスの公表などを行っているが、この分野に対する研究を強化し、さらに弁護士がこの分野で活躍できるよう研修や広報等も強化すべきである。

日弁連は、内部統制システムを中心としたコーポレート・ガバナンスの強化拡充に関してリードし、企業コンプライアンスに貢献し、法の支配を助け、弁護士の業務拡大にも繋げるべきである。

3 企業の社会的責任(CSR)

CSR(Corporate Social Responsibility)とは、コンプライアンスを当然の前提とした上で、自然環境及び社会の持続可能性を確保すべく、企業が、業務として、企業の各ステークホルダー(利害関係者)の期待にどのように応えるかを自主的に考え、行動することによってこそ、信頼を勝ち得て企業価値を高め、企業の持続可能性も保たれるという考え方である。

現在、多くの企業が、CSR報告書を作成し公表している。我が国では、環境保護の取組みが先行していたが、人権、労働、消費者の権利、企業統治、公正競争などの社会的項目の重みが増している。これらの社会的項目は、我々弁護士が得意とする分野である。それと同時に、ガイドライン、指標、基準など法的拘束力のない社会規範である、いわゆる「ソフトロー」を策定し、これを活用する活動も法律家の新しい分野として期待される。以上のとおり、企業のCSR推進は、弁護士の新たな活動フィールドになるはずである。

日弁連は、CSR推進のために2008(平成20)年3月に「企業の社会的責任(CSR)ガイドライン2007年度版」(改定2009年度版)を公表した。また、この成果を運動として展開するために2009(平成21)年10月に設立された弁護士主体の日本CSR普及協会は、創立10周年を迎え、CSRの原点とこれからの展開～ソフトローの時代における企業と弁護士の連携の在り方の記念講演が行われた。

社会や環境の課題は益々複雑かつ深刻化しており、企業と弁護士との連携強化が必要である。日弁連・弁護士会は、さらに、これらの活動をバックアップし、連携を強化して、弁護士のこの分野での活動を支援していくべきである。

4 企業等不祥事と第三者委員会

企業等不祥事において、CSRの観点から、ステークホルダーに対する説明責任を果たすために、不祥事の原因究明、責任の所在及び再発防止等を目的として、独立性を有する第三者委員会の設置を求められることが多い。日弁連では、2010(平成22)年7月、「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」(改訂2010〔平成22〕年12月17日)を公表している。日弁連のガイドラインについては、多くの第三者委員会による報告書で、このガイドラインに基づいて調査を行っていることが付記されるようになってきているなど、社会からの関心や評価も高い。

最近の事例では、企業のみならずさまざまな組織でも、第三者委員会設置が必要と受け止められてきており、弁護士を中心とする第三者委員会が設置されることが多くなっている。大阪弁護士会では第三者委員会委員推薦制度、第一東京弁護士会では第三者委員会委員弁護士紹介制度が設けられているが、東京弁護士会

でも同様の制度の構築が望まれる。

企業等の信用を回復するとともに、再発防止策の提言等を通じた企業等の活動を適正なものとするために、今後も弁護士による第三者委員会の取り組みを活発に進めるべきである。

5 ビジネスと人権に関する指導原則

2011（平成23）年6月の国際連合の人権理事会において「ビジネスと人権に関する指導原則:国際連合『保護、尊重及び救済』枠組実施のために」（以下「指導原則」という。）が採択された。日弁連は、指導原則に基づき、2015（平成27）年1月に企業が人権を尊重する責任を果たすための「人権デュー・ディリジェンスのためのガイダンス」（手引き）を公表した。このガイダンス（手引き）により、企業及び企業への助言等を行う弁護士が、指導原則に基づき、人権リスクを評価し、負の影響を回避・軽減するための内部統制システムを構築する際の手引きとして機能することが期待される。

これらに関連して、日弁連は、日本政府に対する「ビジネスと人権に関する国別行動計画に含めるべき優先事項に関する意見書」（2017年〔平成29年〕7月20日）を公表した。その後、「国外における人権侵害の被害者を含めた、企業活動がもたらす人権侵害の被害者に対する司法的及び非司法的な救済へのアクセスの拡充」を重要な優先分野として検討すべきことを改めて強調する「ビジネスと人権に関する国別行動計画についての意見募集に対する意見書」（2019〔平成31〕年1月16日）を提出した。

これらを踏まえ、日本政府は、2019（令和元）年7月、ビジネスと人権に関する行動計画（以下「NAP」という。）の策定に向けて諮問委員会及び作業部会を設置（日弁連からも委員として1名ずつ参加）し、同年7月、「ビジネスと人権に関する我が国の行動計画（NAP）の策定に向けて」を公表した。

これに対し、日弁連は、日本政府に対し、「ビジネスと人権に関する行動計画に盛り込むべき具体的な事項・施策に関する意見書」（2019〔令和元〕年11月21日）を提出し、国の政策が指導原則の趣旨に沿った一貫性のあるものとする、国内及び国外双方において企業活動が及ぼす人権に対する負の影響に対応する施策を盛り込むことなどを求めた。また、2020（令和2）

年2月17日、外務省がNAPの原案についてのパブリックコメントを実施したことを受け、日弁連は、「『ビジネスと人権』に関する行動計画の原案に対する意見書」（2020〔令和2〕年3月17日）を提出した。なお、NAPは、2020年秋頃の公表を目指して策定作業が進められている。

なお、企業法務や人権擁護までそれぞれの専門分野で活動している弁護士・研究者・企業関係者などの法律専門家で構成されるビジネスと人権ロイヤーズネットワーク（BHR Lawyers）は、2020（令和2）年5月、「コロナ危機後のより良い社会に向けた革新的かつ責任ある企業行動に関する基本アクション（COVID-19&BHR 基本アクション）」を公表し、日本企業が、コロナ危機において、指導原則に準拠した責任のある企業行動をとるために実行することが期待される行動として、影響評価、安全衛生の確保、雇用の継続、サプライチェーンへの対応など10項目を提言している（<https://www.bhrlawyers.org/covid-19-bhr>）。

日弁連・弁護士会としても、こうした取り組みの積極的な支援などを通じて、ステークホルダーの人権擁護の実現に加え、企業の中長期的な企業価値の維持・向上にも寄与していくべきである。

6 海外贈賄の防止、ESG投資

企業にとって、海外での贈賄防止は、法令遵守、CSRの点からも、不可欠な取組課題となっている。日弁連では、これら企業を支援する弁護士のために、「海外贈賄防止ガイダンス（手引）」を取りまとめている（2016〔平成28〕年7月）。

また、「ビジネスと人権に関する指導原則」「持続可能な開発目標（SDGs）」への取り組みが進む中で、環境・社会・ガバナンス（ESG）に配慮した投資が求められている。これらを受け、日弁連では、2018（平成30）年8月、「ESG（環境・社会・ガバナンス）関連リスク対応におけるガイダンス（手引）～企業・投資家・金融機関の協働・対話に向けて～」（以下「日弁連ESGガイダンス」という。）を公表している。

さらに、高橋大祐「SDGs・ESG関連ルール形成の動向と弁護士の役割－日弁連ESGガイダンスの意義と活用方法を含めて」（自由と正義2020年7月号）17頁以下において、日弁連ESGガイダンスの活用方法を紹介するとともに、SDGs・ESGが広げる弁護士の役割に

ついて、企業をサポートする弁護士及び労働者・市民をサポートする弁護士の双方の視点から詳細に論じられているため、参考にされたい。

第7 労働法制の改革

1 はじめに

2018（平成30）年6月29日、働き方改革関連法（正式には「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」）が可決・成立し、労働基準法をはじめとした各種法律の一部が改正された。

同法律は、安倍首相の肝いりで策定された「働き方改革実行計画」（2017〔平成29〕年3月28日付 働き方改革実行実現会議決定）を基本とし、統計データの有意性・信頼性にかかわる問題を理由として裁量労働制の対象業務の拡大が切り離されて成立したものであるが、47項目の附帯決議が存在しているように、今回の法改正により一連の議論が全て収束したわけではない。すなわち、新たに創設された高度プロフェッショナル制度（労基法41条の2）に関し、「省令でその対象業務を定め」「対象業務を具体的かつ明確に限定列挙する」とともに、「法の趣旨を踏まえて、慎重かつ丁寧な議論を経て結論を得る」（附帯決議第20項）旨定められ、また、裁量労働制に関しても、「現行の裁量労働制の制度の適正化を図るための制度改革案について検討を実施し…早期に適正化策の実行を図る」（附帯決議第18項）旨定められており、今後の議論・結論にも十分注視する必要がある。

2 罰則付き時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正（労基法改正）

我が国は欧州諸国と比較して労働時間が長く、この20年間フルタイム労働者の労働時間はほぼ横ばいで推移している。仕事と子育てや介護との両立、ワークライフバランスを確保するために、長時間労働の是正が検討されている。その背景には、日本のGDPが2016（平成28）年は世界第3位であるにもかかわらず、その生産性の悪さが問題となり国際競争力低下の要因として指摘されていることに対応し、長時間労働を是正し、労働の質を向上させることによって生産性向上を実現する狙いもある。

弁護士は、日弁連ESGガイダンスを積極的に活用し、企業及び労働者・市民に対して、積極的に助言し、この問題に取り組むべきである。

具体的には、労働基準法36条所定のいわゆる36協定でも超えることができない、罰則付きの時間外労働の限度が労働基準法の改正で定められた。すなわち、時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働を含む）、複数月平均80時間（休日労働を含む）、月45時間を上回る回数は年6回までを限度とするものである。なお、かかる規制は、大企業については2019（平成31）年4月1日から、中小企業については2020（令和2）年4月1日から適用されるが、工作物の建設の事業（災害時の復旧・復興事業）とその関連事業、一般乗用旅客自動車運送事業、医業に従事する医師は5年間適用が猶予されている他、新たな技術、商品または役務の研究開発にかかる業務については適用が除外されている。

3 高度プロフェッショナル制度（高プロ）の創設（労基法改正）

労働基準法で労働時間については1日8時間、週40時間以内と法定されている（法定労働時間）。この法定労働時間を超えて働く場合には残業代の支払いが義務づけられているが、労働基準法の改正によって導入された高度プロフェッショナル制度（2019（平成31）年4月1日施行）では、ホワイトカラーを対象に年収1,075万円以上の高い収入がある専門的な職業を、労働時間の規制や残業代、休日・深夜の割増賃金の支払い対象から除外するとされている。具体的には、「高度の専門的知識等を必要とし、その性質上従事した時間と従事して得た成果との関連性が通常高くないと認められる」業務に就き、かつ、「基準年間平均給与額（労働者一人当たりの給与の平均額）の三倍の額を相当程度上回る水準」（1,075万円以上）の年収がある者が対象となる。想定されている対象としては、金融ディーラーや研究開発職といった「働いた時間と成果の関連性が高くない仕事」が挙げられている。しかし、実務

界（労働者側）からは、今後、対象業務や年収要件が緩和され、規制除外の対象が拡大されていくのではないかという懸念の声もある。この高度プロフェッショナル制度に関しては、冒頭に触れた他、自由な働き方の裁量を奪うようなこと（労働時間への指示や納期・期限の設定等）の禁止を省令で明確に規定することなどを求める附帯決議が13項目あり、その中には3年後の実態報告も盛り込まれており、その結果も踏まえた継続的な議論が必要であろう。

4 同一労働同一賃金による非正規雇用の処遇改善

同一労働同一賃金制度の導入の名のもとに、全雇用の4割を占める非正規雇用労働者について、同一企業内における正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の是正を図るべく、各賃金項目の「均等・均衡」原則が明記されるとともに、待遇差の内容・理由等の説明義務、行政による履行確保措置・ADRが整備された（大企業は2020〔令和2〕年4月1日施行、中小企業は2021〔令和3〕年4月1日施行）。これについては、一部に誤解もあるようであるが、正規雇用労働者（無期雇用フルタイム労働者）と非正規雇用労働者（有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者）間の不合理な待遇格差の解消を目指すものであり、合理的な待遇格差は許容するものである。また、立法に先行して何が不合理な待遇差なのかを具体的に明示する「ガイドライン案」が出ているところに特色があるが、立法に伴いこれがそのままガイドラインとなるのかは、未だ流動的な部分もあるようである。

なお、本法律成立前の2018（平成30）年6月1日、最高裁において、同一労働同一賃金に関して注目を集めた「長澤運輸事件」「ハマキョウレックス事件」の判決がなされ、有期雇用労働者と正規雇用労働者間、定年後継続雇用労働者と正規雇用労働者間の賃金・各種手当に関する格差の合理性が判断されており、その後、2020（令和2）年10月13日に「大阪医科薬科大学事件・メトロコマース事件」、同月15日に「日本郵便（佐賀・東京・大阪）事件」と合わせ、待遇格差の合理性の判断に当たっては、今後はガイドラインと合わせた検討が必要となる。

5 その他

(1) 月60時間を超える時間外業務に関する中小企業への猶予措置の撤廃（労基法改正）

現行法上、月60時間を超える時間外業務にかかる割増賃金率（50％）について、中小企業に関する猶予措置が規定されているが、この猶予措置を撤廃する（2023〔令和5〕年4月1日施行）。

(2) 5日の年次有給休暇を取得させる使用者に対する義務（労基法改正）

使用者は、有給休暇が10日以上（半年以上継続勤務）である労働者に対して、5日について有休消化させなければならないとされ（2019〔平成31〕年4月1日から）、労働者の有給休暇の取得を促すこととした。

(3) 労働時間の把握の義務化（労衛法改正）

これまでは、賃金台帳の作成義務を通じた労働時間の記入義務があるのみで、使用者に対する労働時間の把握については、厚労省のガイドラインに定められていたに過ぎなかったが、管理職裁量労働制の適用対象者含め、健康の保持の観点から全労働者を対象に労働時間の把握義務が明文化された（2019〔平成31〕年4月1日施行）。

(4) フレックスタイム制の清算期間の見直し（労基法改正）

「清算期間」の上限はこれまで1か月であったが、これを3か月に延長し、より柔軟な働き方を可能とした（2019〔平成31〕年4月1日施行）。

(5) 勤務間インターバル制度導入の努力義務（労働時間等設定改善法改正）

既にEUでは導入されているインターバル制度（就業から始業までの時間の設定）の導入を努力義務としている。なお、EUではインターバルは11時間とされている。

(6) 産業医・産業保健機能の強化（労衛法等改正）

従業員50人以上の事業所に対し選任が義務付けられている産業医に対する、事業者の情報提供の義務化をはじめとした権限強化が図られている。

(7) 賃金

民法の改正に伴い、債権の消滅時効が原則5年に統一されることを受け、賃金請求権の消滅時効について、令和2年（2020年）4月1日施行の改正民法と同様に5年に延長されたが（労基法115条）、経過措置として当分の間は3年（労基法143条3項）とされた（但し、退職

金は5年)。なお、改正法の施行5年経過後の状況を勘案して検討し、必要があるときは措置を講じることとされており、今後も注視が必要である。

我が国経済の景気回復は、数字上は景気が上向き、企業収益も過去最高となっている。これに伴って労働需給が数十年ぶりの水準に到達し、売り手市場となっている一方、経済成長率や賃金の伸びは低い水準にとどまっており、労働者が受け取る賃金の上昇は十分とは言えない。

このため、政府は最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつこれを引き上げ、全国加重平均が1,000円になることを目指している。実際に、東京都の最低賃金は2019（令和元）年10月1日付をもって、従前の985円から1,013円に引き上げられている（なお、東京は2020（令和2）年10月は据え置き）。

最低賃金は都道府県別に定められ、また、随時変動

するものなので、最低賃金が問題となる案件では、タイムリーなフォローが必要である。

6 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律

いわゆる、働き方改革自体ではないが、同法の成立により、女性活躍の推進が進められるとともに（女性活躍推進法）、ハラスメントについて、事業主に対する雇用管理上の措置義務が新設され、対策の強化が図られることとなった（女性活躍推進法等）。

また、2019（令和元）年12月27日、育児・介護休業法施行規則等が改正され、2021（令和3）年1月1日から、時間単位で取得できるようになる。

労働法制に関する改革については、働き方の多様化に向け、多様な議論がなされており、今後の動きにも注目したい。

第8 独占禁止法制の改革

1 確約手続の導入

米国が離脱を表明したことにより、日本を含む11か国で2018（平成30）年3月8日に署名された「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」（以下「TPP11協定」という。）の発効に伴い、独占禁止法の違反の疑いについて公正取引委員会（以下「公取委」という。）と事業者との合意により自主的に解決する仕組み（以下「確約手続」という。）の導入を内容とする独占禁止法の一部改正を含む「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」（以下「TPP整備法」という。）が、2018（平成30）年12月30日に施行された。

確約手続の運用について公取委は、2017（平成29）年1月19日に「公正取引委員会の確約手続に関する規則」を、2018（平成30）年9月26日に「確約手続に関する対応方針」^{*2}を策定し、それぞれ公表した。なお、同対応方針案に対して日弁連は、事業者が依頼者として弁護士との間で行う相談内容が秘密であること、公取委はその秘密の対象となる資料の開示を求めている

*2 同規則・同対応方針ともに、2018（平成30）年12月30日より施行・運用されている。

らないことを明記すべきであることを内容とする、同年8月9日付け「『確約手続に関する対応方針（案）』に対する意見書」を公取委に提出したが、同意見は取り入れられなかった。

TPP整備法（独占禁止法改正部分）が定める確約手続とは、公取委の裁量で事業者側に違反被疑行為^{*3}の概要等を通知することで開始される手続であり、一定期間内に事業者が自主的に作成・申請する確約計画を公取委が認定し、その認定された確約措置を事業者が実施することで、公取委が排除措置命令等を行わないこととするものである。この確約手続は、競争上の問題の早期是正、公取委と事業者が協調的に問題解決を行う領域の拡大に資するものとされており、特に事業者の代理人となる弁護士の交渉手腕がより問われることになる。

なお、2020（令和2）年9月末日までの21か月間に確約手続が採用された事案の公表は5件であるところ、

*3 不当な取引制限行為のうち、いわゆるハードコア・カルテル（入札談合・受注調整・価格カルテル・数量カルテル等）は確約手続の対象外とされている。

*4 なお、TPP整備法施行日の2018（平成30）年12月

それらにおける確約措置の内容は、優越的地位の濫用事件において同種事件における排除措置命令の主文にはなかった返金義務が加えられたほかは、これまでの同種事件における排除措置命令主文と概ね同じであり、また、確約計画認定までの期間も、約半年と短期間であった最初の1件を除き、これまでの排除措置命令発出までの期間と比較して大きく短縮されたものとはいえない。今後も、公取委による確約手続の運用、特に事業者の手続保障の状況を注視していくべきである。

2 新しい課徴金制度（調査協力減算制度）の導入

課徴金制度を柔軟に運用するとともに、事業者が公正取引委員会の調査へ協力することへのインセンティブを高める新しい課徴金減免制度の導入を主な内容とする「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律」（以下「令和元年改正法」という。）が2019（令和元）年6月19日に成立し、同月26日に公布された。

令和元年改正法が定める新しい課徴金制度のうち「調査協力減算制度」とは、これまでの課徴金減免制度の申請順位^{*9}に応じて自動的に決まる減免率に、事業者の実態解明への協力度合いに応じた減算率を付加する仕組みを導入し、申請者数の上限を撤廃することで全ての調査対象事業者に自主的な調査協力の機会を与え、さらに、事業者による協力の内容と公取委による減算率の付加について両者間で協議することなどを主な内容とする。

新しい課徴金制度の導入のための関係政令、公取委規則、公取委指針等については、事前に意見公募手続

を経たうえで、2020（令和2）年8月28日、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令」、「公正取引委員会の審査に関する規則」（一部改正）、「課徴金の減免に係る報告及び資料の提出に関する規則」（全部改正）、「調査協力減算制度の運用方針」（新設）が公表された。

なお、この新しい課徴金制度に係る令和元年改正法及び関係政令等の施行日は、2020（令和2）年12月25日^{*10}である。

3 審査手続における手続保障の強化（弁護士と依頼者間の通信秘密の保護）

令和元年改正法では、日弁連が強く主張してきた弁護士と依頼者間の通信秘密の保護は法律化されず、「新たな課徴金減免制度をより機能させるとともに、外部の弁護士との相談に係る法的意見等についての秘密を実質的に保護し、適正手続を確保する観点から、改正後の独占禁止法の施行に合わせて、独占禁止法第76条に基づく規則や、指針等を整備すること」とされるに留まった。これに基づき公取委は、審査手続において、所定の手続により一定条件を満たすことが確認された事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の秘密を記録した物件を、審査官がその内容に接することなく還付する手続（以下「判別手続」という。）を導入することとした^{*11}。

これにつき日弁連は、2019（令和元）年6月19日、「独占禁止法の改正に伴う依頼者と弁護士の通信秘密保護制度に関する会長声明」において、「本制度（注：判別手続を指す。）は、当連合会が主張してきた依頼者と弁護士間の通信秘密保護制度を不当な取引制限にかかる行政調査手続について認めるものであり、一步前進と評価できる。今後本制度を規則で規定し、さらに細目を指針で規定するに際し、依頼者である事業者と弁護士の間の『相談に係る法的意見等についての秘密を実質的に保護し、適正手続を確保する』という本制度の趣旨を踏まえ、かつ依頼者の弁護士への相談及び弁護士の助言が実務的に支障なくなされるものとする

30日から1年間は1件に過ぎなかったが、2020（令和2）年に入ってから、9か月間で4件と急増している。

*5 ただし、排除措置命令と同時に課徴金納付命令はなされているところ、金銭の支払先が公取委（国庫）か取引先かの違いはある。

*6 ただし、一部の類型事件における排除措置命令の主文にはない、「確約措置の履行状況を公取委へ3年間報告する義務」が、確約措置においては一律に加えられるのが通例となっている。

*7 立入検査から確約計画認定までは、1年～2年6月。

*8 そのほかには、課徴金制度（課徴金の算定基礎や算定率の改正など）もなされている。

*9 課徴金減免制度は不当な取引制限行為等^{*10}にのみ適用される。

*10 なお、令和元年改正法のうち、検査妨害罪の法人等に対する罰金の上限額の引上げに係る改正規定については2019（令和元）年7月26日に、課徴金の延滞金の割合の引下げ等に係る改正規定については2020（令和2）年1月1日に、それぞれ施行済みである。

*11 2020（令和2）年12月25日から適用される。

ことを求める。かかる趣旨を踏まえて、本制度を規則に定めるに当たっては、秘密保護の対象となる物件と対象外物件の区別を文書の趣旨・属性で行うこと、電子データが本制度の対象になることを明確化するなど具体的な制度設計を行うべきである。当連合会としても、規則及び指針の策定に関し、適時に意見を述べていく。本制度の適用は、独占禁止法調査手続全般ではなく、不当な取引制限に係る行政調査手続に事業者が対応する場合に限定されているが、このような限定は諸外国では例を見ず、依頼者・弁護士間の通信秘密保護の趣旨からすれば不十分である。当連合会は、引き続き本制度の適用対象を独占禁止法全般とするよう早急な見直しを求めていく。」とした。

判別手続について公取委は、2020（令和2）年6月25日、事前に募集した意見に基づきその案文を一部変更した上で、審査規則を一部改正したほか、「事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の内容が記録されている物件の取扱指針」（以下「判別手続指針」という。）^{*12}を公表した。

なお、判別手続指針案に係る意見募集において日弁連は、2020（令和2）年5月7日、①「本制度の適用場面を、不当な取引制限における課徴金減免制度対象被疑行為に関する行政調査手続に限定せず、独占禁止法に関する調査手続全般とすべきである」こと、②「法律相談は事実に基づいての相談であり、法的意見は一定の事実を前提としての法的助言であるのが通常であることを前提に、これらの意見や助言を提供する者による事実認識の記載等が含まれるとしても、それをもって、特定通信の内容に当たらないような事実を記録したものと認定されてはならない」こと、③「所定の方式がベストプラクティスとして事業者と公正取引委員会の双方に推奨されることを前提としつつ、当該事案における当該文書等をめぐる諸事情から、当該文書等が独占禁止法に関する弁護士との法的意見に関する通信であり、その秘密性が保持されているとの要件

*12 なお同時に、課徴金減免申請者の従業員等が聴取対象者である場合に、当該聴取対象者からの求めがあれば、供述聴取終了後その場で、当該聴取対象者が自ら供述した内容に係るメモを作成することを認めるべく「独占禁止法審査手続に関する指針」も一部改正している。

*13 「特定通信」とは、課徴金減免対象違反行為の疑いのある行為に関する法的意見について、事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信をいう。

を満たすことが、事業者からの申出により合理的なものとして理解できる限り、判別官の下に送り、判別官によって最終確認を行うこととすべきである」ことを概要とする意見書を公取委に提出している。

会長声明にもあるとおり、限定的とはいえ、日弁連が求めてきた弁護士と依頼者との通信秘密を保護するための制度が公取委規則・指針に規定されたことは、関係各所の長年の努力の成果といえよう。もっとも、この規則・指針により、弁護士と事業者との通信の秘密が、どの程度、どのように保護されていくのか、公取委による今後の運用を注視していくべきは当然である。

4 抗告訴訟への移行

公取委が行う審判制度の廃止、排除措置命令等を行う際の処分前手続として実施される意見聴取手続の整備等を内容とする「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律」（以下「平成25年改正法」という。）が2015（平成27）年4月1日に施行されてから5年半が経過した。

平成25年改正法施行後、公取委の行政処分に不服のある事業者は東京地方裁判所に抗告訴訟を提起することとなったところ、2019（令和元）年5月1日から2020（令和2）年4月末日までの1年間に、新たに3件の取消請求訴訟が提起されたほか、2件の地裁判決、1件の高裁判決がなされている。^{*14}これらの地裁・高裁判決はすべて事業者の請求を棄却する判決であり、公取委の審決と結論において大きく異なるものではないようであるが、少なくとも、審判手続よりも裁判手続の方が短期間で判決言渡しまで至っているといえよう。今後も独占禁止法違反行為に係る訴訟手続・判決につき、従前の審判手続・審決との相違点も含め分析していくべきである。

5 小括

日弁連は、2016（平成28）年2月19日、法令遵守を促進し、法の支配を社会の隅々に行き渡らせるため、依頼者と弁護士間の相談内容の秘密が守られることを確保し、もって弁護士に依頼・相談する依頼者の権利

*14 地裁判決の2件は東京高裁に控訴され、高裁判決の1件は最高裁に上告されている。その他東京地裁及び東京高裁に係属中の事件が各1件ずつある。

として保障すべきであるとする「弁護士と依頼者の通信秘密保護制度の確立に関する基本提言」を、公取委ほか関係各所に提出している。今後も、適正手続の

保障が独占禁止法にかかわる調査、審査の過程でも十分貫徹されるよう、われわれは不断に監視と発言を続ける必要がある。